

令和 2 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 1 2 号

函館市税条例の一部改正について

函館市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 7 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 函館市税条例（昭和 2 5 年函館市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 条の 2 の 3 中「までの規定」を「まで，第 6 1 条または第 6 2 条の規定」に，「」とする」を「，第 6 1 条もしくは第 6 2 条」とする」に改める。

附則第 8 条の 3 に次の 1 項を加える。

18 法附則第 6 2 条に規定する条例で定める割合は，零とする。

附則第 1 4 条の 2 の 3 中「令和 2 年 9 月 3 0 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続）

第 21 条 第 1 0 条第 7 項の規定は，法附則第 5 9 条第 3 項において準用する法第 1 5 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

第 2 条 函館市税条例の一部を次のように改正する。

附則第 8 条の 2 の 3 中「第 6 1 条」を「第 6 3 条」に，「第 6 2 条」を「第 6 4 条」に改める。

附則第 8 条の 3 第 1 8 項中「第 6 2 条」を「第 6 4 条」に改める。

附則に次の 2 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第 22 条 所得割の納税義務者が，新型コロナウイルス感染症等の影響

に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止もしくは延期またはその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部または一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第26条の6の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける納税者等について、固定資産税の課税標準に関する特例措置に係る軽減割合を定め、徴収猶予の特例に係る手続および個人の市民税に係る寄

附金税額控除の特例に関する規定を整備し，ならびに軽自動車税の環境性能割の特例の適用期限および個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長し，ならびに同法の一部改正に伴い規定を整備するため